

入会のご案内

正会員（当事者や家族の会など）

入会金	1,000円
年会費 団体の会員数	金額
50人以下	2,000円
50人～100人以下	3,000円
100人以上	5,000円

協力会員（支援する団体や施設、個人）

年会費（1口）	1,000円
「法人や施設は5口以上お願いします」	

（平成30(2018)年3月現在 正会員36団体、個人
協力会員16団体、個人）

相談の窓口



どんな相談でも
お電話ください。

受付時間

月～金 9時～17時
電話 054-275-1816
FAX 054-275-1818

障害者 110番 相談窓口

- お休み 祝祭日 年末年始 12月29日～1月3日
- 三障がいの当事者または家族の相談員が対応いたします。
- 事務所で面談を希望される方は、お電話ください。（予約制）
- 就労については、就労ワンストップ相談日があります。（要予約）

静岡市障害者虐待防止センター

障害者虐待相談窓口

電話 : 054-266-7719
ファックス : 054-275-1818

受付時間
365日



虐待を受けていたり、虐待を見たり、きいたりしたら、た
とえ疑いでもご一報ください。（年中無休）

案内図



所在地・事務局

〒420-0854 静岡市葵区城内町1番1号
静岡市中央福祉センター 3階
TEL/FAX : 054-254-6880
E-Mail:shizu-shokyo@cy.tnc.ne.jp
URL:<http://www4.tokai.or.jp/shizu-shokyo/>

交通

電車・徒歩の方

静岡駅より 約25分 新静岡駅より 約20分

バスご利用の方

静岡駅（北口）より

県立病院高松線 県立総合病院行（10番のりば）
大浜麻機線 麻機方面行（三菱東京UFJ銀行前 16番のりば）

新静岡御幸町、県庁静岡市役所葵区役所より

県立病院高松線 県立総合病院行
大浜麻機線 麻機方面行

※すべての路線で「英和女学院前」下車 徒歩5分

車の方

障がいがある方には地下に専用のスペースがあります。
一般の方は、自家用車での来場はご遠慮お願いします。
市民文化会館地下等近隣の有料駐車場をご利用ください。

平成30(2018)年4月現在



静岡市障害者協会 静岡市障害者相談支援推進センター

“Nothing About Us
Without Us ! ”

『私たち抜きに私たちの
ことを決めないで！』



協会のあらまし

静岡市障害者協会は、平成17年に9月に任意団体として発足し、27年9月に設立10周年を迎えました。29年11月には寄付金控除団体となる認定NPO法人になりました。

設立以来、静岡市内の三障がい（身体・知的・精神）の各団体が、障がいの種別を超えて結集し、近年では、発達障がい、難病の団体も会員となり、相互の連携、活動の支援、社会参加の促進、市民への啓発などの事業を行っています。

市内のあらゆる障がい者団体（家族の会を含む）や障がいと認められないがハンディをもつ方々の団体に、大小問わず入会を呼びかけています。

設立時の動き

平成17(2005)年

- 4月 静岡市が政令指定都市に移行
- 9月 設立総会の開催（初代会長 八木忠通）
- 10月 社会参加推進センターの開設
- 12月 110番相談窓口のスタート

平成18(2006)年

- 4月 ホームページの開設
- 8月 三障害支援センター連絡会の開始
- 9月 防災事業：県立中央養護学校で宿泊体験研修
- 10月 しづおかフォーラムⅡの開催
- 12月 防災事業：新潟県小千谷市へ視察

平成19(2007)年

- 3月 防災事業の報告書の完成
- 4月 障害者相談支援推進センターと改称
- 6月 相談支援連絡調整会議の運営（毎月開催）

11月 国際アビリンピックで「おもてなし」を担当

平成20(2008)年

- 3月 防災研修会（市社協との共催）の開催

○ご寄付のお願い○

認定NPO法人の当法人にいただいた寄付金は税法上の優遇が受けられ、確定申告すれば約40%の節税効果があります。詳細は事務局にお問い合わせください。

静岡市障害者協会

1 会員の連携と拡大

協会事業の安定した運営を図るため、障がい者団体等に入会を勧め、支援者をふやし、自主財源を確保する。

(自主事業)



2 会員への活動の支援

- ①研修（障害者プランの勉強会）
毎月第3水曜日
- ②防災委員会
毎月第1火曜日
- ③移動支援・バリアフリー委員会
毎月第4木曜日



3 障がい者福祉の啓発

障がい者福祉やインクルージョンについて市民に啓発し、理解を広める。



4 スポーツと文化と社会参加

障がい者スポーツや文化活動を通して障がい者の社会参加を促進する。



5 民主的な運営

総会、理事会を開催。三障がいのバランスや新しい障がい（発達障がい、難病など）の代表者も交え、障がい種別の垣根を越え、民主的に運営する。



静岡市障害者相談支援推進センター

(静岡市からの委託事業)

1 基幹相談支援センター

- ①総合的・専門的な相談支援
- ②地域の相談支援体制の強化
- ③地域移行・地域定着の促進
- ④成年後見制度の活用支援

2 障害者相談支援推進

- ①障害者 110 番
- ②身体障害者補助犬相談（静岡県障害者補助犬センターと連携）
- ③地域生活及び社会参加推進

3 障害者虐待防止センター

- ①障害者虐待の通報・届出の受理
- ②被虐待障害者の相談支援・障害者を虐待した養護者等に対する助言、指導
- ③障害者虐待の防止に関する広報その他の啓発、障害者福祉サービス事業所に対する研修等

○課題解決への取組み

- ・静岡市自立支援協議会の全市及び各区連絡調整会議の開催
- ・上記の実践を下に、市内の各相談支援事業所や関係行政機関、団体と連携し、地域課題を抽出して、静岡市自立支援協議会の場で解決に向けて協議します
- ・相談員の研修

○個別の相談支援

- ・地域で暮らす障がいのある方に対する「なんでも相談」の場です。
- ・障がいのある方の人権擁護とご本人が地域で望むくらしを実現するためのお手伝いをします。
- ・相談は、相談支援の専門職員（相談支援専門員・社会福祉士等）が担当し、相談の秘密は厳守します。

